⑸　Contact point for tender documentation: Construction and Contract Section, Construction Planning Division Facilities Department. Kyushu University 744 Motooka, Nishi-ku, Fukuoka, Japan 819―0395 Tel: 092―802―2046

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

「令和３年度那覇空港施設実施設計業務」に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和３年６月11日

沖縄総合事務局開発建設部長　中島　　洋

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　業務概要

⑴　業務名　令和３年度那覇空港施設実施設計業務

⑵　業務内容　本業務は、那覇空港の誘導路改良実施設計を行うものであり、合わせて必要となる測量及び解体調査を実施するものである。

⑶　履行期限　契約締結日の翌日～令和４年３月31日

2　申請の時期

令和３年６月11日から令和３年６月18日17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、参加表明書の提出期限までに設計共同体として資格の認定を受けていなければならない。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和３年６月11日から内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。なお、沖縄総合事務局開発建設部ホームページからも入手することができる。

沖縄総合事務局開発建設部ホームページ
http://www.ogb.go.jp/kaiken/014405/kaiken_keiyaku_keiyaku

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「令和３年度那覇空港施設実施設計業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所：〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　電話：098―866―0031（内線）2541

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月29日付け内閣府沖縄総合事務局長公示。以下「令和２年10月29日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）沖縄総合事務局における令和３・４年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。

３）沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）令和２年10月29日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により「令和３年度那覇空港施設実施設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。

２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「令和３年度那覇空港施設実施設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、「令和３年度那覇空港施設実施設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成14年８月１日付け府開管理第593号）の別紙―１に示された「○○○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の扱い

４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が当該業務に係る参加表明書の提出期限までに４⑴２）の認定を受けていないときは設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「令和３年度那覇空港施設実施設計業務△△・□□設計共同体」とする。

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和３年国土交通省告示第246号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和３・４年度を有効期間とする財務省関係機関（財務省本省・財務（支）局・税関・国税庁・国税局）の競争契約の参加資格について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和３年６月11日

審査部局長
北海道財務局長　谷口　眞司
東北財務局長　原田　健史
関東財務局長　古谷　雅彦
北陸財務局長　辻　　庄市
東海財務局長　水口　　純
近畿財務局長　奥　　達雄
中国財務局長　金森　正樹
四国財務局長　柳町　勝彦
九州財務局長　大津　俊哉
福岡財務支局長　小原　広之

◎調達機関番号　015

◎所在地番号　01、04、11、17、23、27、34、37、40、43

1　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和３・４年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書（以下「改正後の総合評定値通知書」という。）を受けている者。

［注］

経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する